

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	住所又は所在地	〒
	(フリガナ) 氏名又は名称	電話 — —
	個人番号又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	(フリガナ) 代表者氏名	

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする 金額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。
誤納を 生じた 理由		イ 銀行等 銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 —
		ハ 郵便局等窓口

誤納額 の 計算 内容	所得の 種類	年月別	区 分	人 員	支給金額	税 額	納付年月日 納付先税務署
			徴収高計算書に 記載したもの (A)	人	円	円	・ ・
			正当計算による もの(B)				
			差引(A-B)				税務署

摘 要		添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し 〔 〕
--------	--	------------------	---

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	通信日付印	確認
	決裁	・ ・							年 月 日	
	施行		(摘要)							
	管理 回付									
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()							

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- 1 この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- 2 この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例一総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。

（注） 還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。

ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (2) 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。